

**えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定支援委託業務  
公募型プロポーザル実施要領**

**1 目的**

この要領は、えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定支援委託業務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づく随意契約の相手方となるべき者を選定するに当たり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

**2 委託業務**

**(1) 業務の名称**

えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定支援委託業務

**(2) 業務目的**

本市では、昭和 47 年に総合計画を策定して以来、時代の潮流や市民ニーズを踏まえ、計画を改訂し、豊かな自然と先人達が培ってきた歴史・文化・伝統を大切にしながらまちづくりを進めてきており、令和 4 年度を初年度とする「第 6 次えびの市総合計画」では、「えがおが交わり続けるまち～霧島山のめぐみめぐるえびの～」を将来像に掲げ、南九州の交流拠点都市を目指し、これまで各種施策を実施してきたところである。

この第 6 次えびの市総合計画と併せて令和 4 年に改訂した「えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 4 年改訂版）（以下、「人口ビジョン」という。）」では、市の人口推計を 2030 年で 15,695 人、2040 年で 12,525 人、2050 年で 9,740 人、2060 年で 7,629 人としているが、2025 年 3 月 1 日現在において、人口が 15,750 人であることから、過疎化、少子・高齢化による人口減少は、人口ビジョンの人口推計よりも早いスピードで進んでいる。

人口ビジョンを策定した当時と比較すると、社会・経済情勢など、各方面において様々な変化が見られるいま、本市が将来にわたって持続可能な発展を実現していくために、本市の現状を的確に把握し、将来展望を策定する必要があることから、第 6 次えびの市総合計画後期基本計画の策定に併せて、えびの市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの策定（改訂）を行うものである。

**(3) 業務の内容**

別添「えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定支援委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

**(4) 委託期間**

契約締結の日から令和 7 年 10 月 10 日（金）まで

**(5) 予算上限額**

3,366,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

#### (6) 業務の処理

- ① 受託者は、業務の内容及び範囲について、えびの市（以下「市」という。）と十分打ち合わせを行い、業務を遂行すること。
- ② 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、市へ提出し、業務の進捗状況や内容等を共有すること。

### 3 応募に関する参加資格

- ① 本提案に基づく仕様書の内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑤ 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 租税等の滞納がないこと。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）ではないこと。
- ⑧ 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は暴力団等の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ⑨ 本業務の実施にあたり、本市との連絡調整、打合せ等に適切かつ迅速に対処できること。
- ⑩ 関係法令を遵守できる者であること。

### 4 事務局（所管課）

〒889-4292

宮崎県えびの市大字栗下1292番地 えびの市役所 企画課政策係

電話 0984-35-3712（内線322）

電子メール kikaku@city.ebino.lg.jp

えびの市役所ホームページ（以下「市ホームページ」という。） <https://www.city.ebino.lg.jp/>

## 5 プロポーザル実施スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
公告（公募開始）	令和7年4月9日（水）
参加表明書の提出期限	令和7年4月28日（月）
参加資格審査結果通知・企画提案書提出書要請	令和7年4月30日（水）
企画提案に関わる質問の受付期限	令和7年5月7日（水）
質問回答期日	令和7年5月9日（金）
企画提案書提出書の提出期限	令和7年5月16日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年5月23日（金） 予定
企画提案書審査結果の通知	令和7年5月 下旬
契約締結	令和7年5月 下旬

※日付は予定のため変更の場合がある。

## 6 参加表明書等

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、下記により参加表明書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年4月28日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法 事務局へ、持参又は書留郵便により必着のこと  
 ※持参の場合は、午前9時～午後5時（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

提出書類	提出部数
参加表明書	各1部
誓約書兼同意書	
会社概要	
業務実績（類似業務のこれまでの実績等）	
当該市町村の市町村税に滞納がないことの証明書（発行日が3か月以内のもの）	
消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（発行日が3か月以内のもの）	
履歴事項全部証明書（発行日が3か月以内のもの）	

※参加希望者が多数となった場合は、提出された業務実績等により参加者選考を行う場合がある。

※参加表明書、誓約書兼同意書、会社概要及び業務実績等の様式は市ホームページからダウンロードすること。

## 7 参加資格審査結果通知・企画提案書提出要請

前述6の参加表明書等により参加資格要件を確認し、要件を満たすと認められる者に対しては、令和7年4月30日（水）までに企画提案書提出要請書により、企画提案書提出書の提出を要請する。参加資格要件を満たさないと認められる者に対しては、令和7年4月30日（水）までに参加要件確認結果通知書により、その旨通知する。

なお、いずれの場合においても、電子メールにて前述の期日までに事前通知を行い、書類原本はその

後郵送する。

## 8 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法

- (1) 質問期限 令和7年5月7日（水）午後5時まで。
- (2) 質問方法 事務局電子メールアドレスに送付すること。
- (3) 質問様式 市ホームページから様式をダウンロードすること。
- (4) 回答方法 令和7年5月9日（金）午後5時までに市ホームページ上で公開する。

## 9 企画提案書提出書等

企画提案については、企画提案書提出書等を次の要領で提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時まで。
- (2) 提出方法 事務局へ、持参又は書留郵便により必着のこと。
- (3) 書類様式 提出書類については下表のとおり。  
企画提案書提出書は市ホームページからダウンロードすること。

### (4) 企画提案書の作成要領

企画提案書は、以下の項目順に区別して記載すること。ただし、フォントサイズは最大16ポイント、最小10.5ポイントとする。なお、下表の①～⑥の項目名を企画提案書の表題に表示すること。また、項目①～②については1枚にまとめても構わない。

項目	様式等	提出部数
① 業務に係る技術者・協力者を含む組織体制について	様式任意 A3 1枚以内	正1部 副14部
② 予定技術者の略歴等	様式任意 A3 1枚以内	
③ 業務実施方法 仕様書の業務内容の項目について、効果的な実施方法として提案するものを記載。	様式任意 A3 2枚以内	
④ 自由提案 上記業務内容以外に提案する実施方法について記載。	様式任意 A3 2枚以内	
⑤ 業務工程及び手持ち業務について	様式任意 A3 1枚以内	
⑥ 見積書（様式自由）※選定委員会の採点対象とはしませんが、得点が同一の場合、優劣について見積書を参考に決定いたします。	様式任意 A4 枚数任意	正1部

### (5) 企画提案書等の著作権等の取り扱い

- ① 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属する。
- ② 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができる。

- ③ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、えびの市情報公開条例（平成12年えびの市条例第34号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。なお、提案事業者の知的財産等に係る内容など、提案事業者が非公開の取扱いを求める部分については、企画提案書提出の際にあらかじめ内容を特定して表明すること。

## 10 プレゼンテーション及びヒアリング実施

企画提案書提出書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施する。なお、企画提案書提出書等を提出しても、プレゼン等に参加しなかった場合は採点を行わない。

- (1) 開催日 令和7年5月23日（金）予定 ※日程・時間等は別途通知  
 (2) 場所 えびの市役所  
 (3) 時間構成 所要時間：30分程度（準備時間を含む。）  
 (4) 留意事項 ①プレゼン等の出席者は3名以内とする。  
 ②プレゼン等の順番は企画提案書提出書等の提出順とする。  
 ③プレゼン等は非公開とする。  
 ④プロジェクター等の映像等を使用する場合、その内容は既に提出された提案内容を補足したり、より理解しやすくしたりするものに限ることとし、新たな提案を加えたり、別の提案を加えたりしないこと。

## 11 参加辞退

参加表明書提出後、都合により参加を辞退する場合は、辞退届を持参又は郵送により提出すること。（郵送により提出する場合は、簡易書留とする。）

## 12 企画提案審査（受託候補者の選定）

### (1) 選定審査委員会

企画提案書の審査等は、「えびの市まち・ひと・しごと地方創生人口ビジョン策定支援委託業務に係る選定審査委員会」にて行い、提出された企画提案書提出書等及びプレゼン等での説明、ヒアリングの内容を総合的に判断し、最低基準を超えた総合計得点等を加味して、選定審査委員会で受託候補1者及び次順位1者を決定する。

※選定審査委員会の委員名は、受託者の決定を終えるまで一切公表しないものとする。

### (2) 審査評価基準

評価基準		点数
①	業務に対する組織体制の充実度	10
②	業務実施方針・実施方法自由 提案、業務工程について	的確性
		先見性
		地域性の理解度
		50

		業務内容の理解度	
		工程確保及びスケジュールの実現性	20
③	業務に対するこれまでの実績及び専門技術力		10
④	専任性（手持業務量）		10
合 計 額			100

### 13 審査結果の通知

審査結果については、プロポーザルに参加した事業者全てに文書で通知する。なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

### 14 失格条件

参加者及び受託候補者と決定した事業者に次に掲げる事由が生じた場合は、プロポーザルの参加資格又は受託候補者の決定を取り消す。

- (1) 提案書作成に係る不正行為が認められた場合
- (2) 3の参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合

### 15 契約に関する事項

- (1) 契約締結  
受託候補者と業務内容について協議し、契約締結のための仕様書等の調整を行い、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約により契約を締結する。
- (2) 契約保証金  
要する。ただし、えびの市財務規則（昭和47年えびの市規則第2号）第99条第2項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 契約書  
要する。
- (4) 委託料支払  
業務完了後に、受託者の指定する口座へ支払う。
- (5) 事業実績報告書等  
当該業務完了後に、当該業務に関する実績報告書等の提出を要する。

### 16 その他

- (1) 本要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 提出された書類等は、理由の有無を問わず返却しない。
- (3) 企画提案書提出書等の作成費やプロポーザル参加旅費等の経費は、参加者の負担とする。
- (4) 応募者は複数の提案を行うことはできないこととする。

- (5) 提出された参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期限までは自由に改変できるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改変された書類を改めて提出すること。
- (6) 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の訂正及び改変はできないものとする。
- (7) 本要領や仕様書の事項に違反していること、提出書類の内容に虚偽があること等が判明した場合は、参加資格を取り消すことがある。また、契約締結後、受託者が委託の要件等に違反した場合は契約の一部または全部を解除し、委託料を支払わないこと、もしくは既に支払っている委託料の一部または全部を返還、場合によっては損害賠償を求めることがある。
- (8) 提出された企画提案書及び提案目的物の図面等の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属する。なお、第三者の著作権の使用の責は、使用した参加事業者に帰属する。えびの市情報公開条例（平成17年えびの市条例第7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (9) 各提出様式及び実施要領、仕様書等は市ホームページからダウンロードすること。
- (10) 提出された書類等は、審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。